

第6次国有林野施業実施計画書
第1次変更計画
(変更部分のみ)

(中越森林計画区)

計画期間
自 令和5年4月1日
至 令和10年3月31日

関東森林管理局

中越森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野管理経営規程第12条第2項第4号に「特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」を新設する。
- 2 国有林野管理経営規程第12条10号に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」を新設する
- 3 上記1、2の項目を新設することにより、これまでの3～6の項目を4～7に、8の項目を9にそれぞれ変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地 (林小班)	面積 (ha)
1 ほ1～へ、り、ぬ2 7 は3 9 ろ 10 は1、は2 11 は、ほ 18 に2 19 い1、ろ、ほ、と 22 ち、り 23 い、ろ2、は4、に、ほ1 24 い1～い3 89 は 90 ろ1～は、ほ、へ 91 ろ1～ろ9、ろ11～は6、に3、と、り1、る1、わ7～わ10 92 い2 93 と1、と2 94 に、ほ、わ1、わ3、た1～れ1、れ3 95 ろ、は、ほ、へ、り1、り3、か 96 ろ～に、と 97 は4、に2、に3 98 ろ 99 い、に、へ、と、ぬ1～る2、な、お～や 104 い1、ろ、へ、ち1、ち2、る1、わ2、か、つ 111 ろ、た2 119 い1、い2、い4、い6～ろ3 120 い1 121 い 122 い、に1 123 い 125 い～に、と1、ち、り 126 い1～い3、へ～と6 131 い 134 に1、と 136 い1～は3、ほ 140 に、ち1、る、わ、よ、た、れ2、そ2、そ3、そ5、ね、な、や1～ま 141 お2、く2、や	1,013.88

所在地 (林小班)	面積 (ha)
142 に、ほ	
147 ろ	
148 る2	
149 に、と1、と3、と6、れ	
150 い、ろ、つ3～ね2	
151 ろ2、ぬ3、か～む	
152 わ、か2～よ	
153 は、に1、ほ2	
160-2 い3	
165 の1、お1	
167 い、ろ、る1、る2	
168 ぬ、う2～う4、の1、お2、ふ、え～て3、あ	
170 ほ、へ、る1～わ、れ	
204 る	
209 ろ	
214 よ、れ、つ	
221 い、ち、ぬ～か、む	
222 に、り～ぬ2	
224 ろ3、と、ち2	
225 ろ1～に、ち1	
226 い、に、ほ	
280 は、に	
302 は～へ、ま	
303 ろ、ほ、へ、ち1～る、そ	
309 ろ～ほ、か、れ	
310 と、ち	
401 に1、に2、ほ、わ	
402 い、に、と、ぬ3、る、ね	
403 い1、ろ、に、ほ1	
410 い2、は3、へ1、り、よ、つ2、な2、ら、う、ひ3、せ1	
411 ろ、は	
412 い、ち、り、る2、る3、よ～そ2	
413 へ、れ1～そ、ね2、な1、ら	
417 い、ろ、に、ほ1、ほ3	
422 は1～に2、へ1～へ3、へ5～ち、ぬ、わ1、わ2、か2、か3、た1～た3、ら4、 む1、む2	

4 林道の整備に関する事項

5 治山に関する事項

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

7 レクリエーションの森の名称及び区域

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

名 称	対 象 地 (林小班)	面 積 (ha)	協定の概要
湯沢町水無地区森林共同施業団地	民		17 民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施 設定年月：平成26年3月 協定名：湯沢町森林整備推進協定 協定期間：令和5年4月～令和10年3月 協定相手方：・湯沢町 ・新潟県南魚沼地域振興局 ・南魚沼森林組合 ・株式会社見晴屋林業
	国	96	
合 計	民		17
	国		
			1 か所

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

該当なし。

9 その他必要な事項